

港区議会における政務活動費の交付に関する規程の一部改正（案）
港区議会における政務活動費の交付に関する規程（平成十三年港区議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。
別表を削る。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第4条関係」を「第2条関係」に改める。
第四号様式中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。
第五号様式中「第7条関係」を「第4条関係」に改める。
第六号様式中「第9条関係」を「第5条関係」に、

研究研修費	円	
調査旅費	円	

を

調査研究費	円	
研修費	円	
会議費	円	
要請・陳情活動費	円	

に改める。

付 則

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。